

# Foreign Divestment に関する一考察

加 藤 達 男

## 目 次

- [1] はじめに
- [2] Foreign Divestment の分類
- [3] Foreign Divestment の現状
- [4] An Inter-American Divesting Corporation 構想
- [5] アンデス・コードにみる段階的な Foreign Divestment
- [6] 米国企業からみたフェイド・アウト方式
- [7] むすび

## [1] はじめに

第二次世界大戦後の米国企業を中心とする巨大企業のめざましい発展は、世界経済及び各国経済のさまざまな側面に大きな影響を与えるようになった。現在の多国籍企業の巨大性を表わすひとつの指標として各国の GNP と巨大企業の売上高を上位 100 位までとった表がある。<sup>(1)</sup>これによれば、さすがに上位 18 位までは国家で占められているが、19 位以降になると GM やエクソンといったなじみの巨大企業が続々と現われてくる。Money Power の観点から、もはや巨大企業は中小国家以上なのである。

このような巨大企業の発展の大きな原動力は、いうまでもなく、積極的に推進している自国を越えた直接投資である。だから、どこの国へどれだけの投資を行うかという投資の意思決定はその企業の存亡にもかかわる重大事であることが多い。しかし、いったん国外へ投資を行なった後、何らかの理由で撤退を余儀なくされる場合もあるし、また、もっと積極的な理由で撤退を行なう場合もあるう。

## Foreign Divestment に関する一考察

いずれにしても、現在のように海外投資残高が巨額になり、投資撤退の可能性が無視できなくなってくると、巨大企業にとって投資撤退は企業戦略として大きな意味をもってこよう。

一方、国家側にとって、とくに Money Power の観点から巨大企業以下の中小国家や発展途上国側にとって、外国の巨大企業の国内進出は効率的な経済発展の一助となると同時に経済的支配の恐怖も大きい。長年、米国企業の投資を受け入れてきたラテン・アメリカ諸国の最近のナショナリズムの高まりは著しく、多国籍企業の存在すらも否定する勢いであり、「多国籍企業は中・南米の経済にとって、高度の産業統合を達成することができたという事実にもかかわらず、『現在の姿の拡大』という形で多国籍企業を利用するなどを、これらの諸国はほとんど望まないか、あるいは全然望まない」<sup>(2)</sup> という状況なのである。

そこで、小論では、投資受け入れ国（とくにアンデス諸国）からみて外国投資（とくに米国からの投資）をいかにスムーズに撤退させるか、有効な外資政策は何かという観点から Foreign Divestment（外国投資撤退）を考察してみたい。

### [2] Foreign Divestment の分類

Foreign Divestment の統一された定義は現在のところみあたらない。包括的な定義では、西川潤氏の「直接投資の反対の現象は投資がその所有する債権を他者（現地国、投資国、第三国を問わず）に譲渡する投資撤退（divestment）にほかならない。」<sup>(3)</sup> があり、R. N. トースデンの定義は次の通りである。「この研究において foreign disinvestment or divestment とは外国での支配的及び積極的な経営活動に対する米国企業の所有比率の減少のことである。」<sup>(4)</sup> また、Foreign Divestment の具体的な方法としては、売却（sell）、廃止（liquidation）、接収（expropriation）ないしは国有化（nationalization）の三つに分類される。Foreign Divestment の要因ないしは動機から分類すると、R. L. トースデンによれば、「所有比率の減少は内部要因、たとえば、不採算部門及び全体的なロジスティックス・プランニングにもとづく撤収、ないしは外部要因、たとえば、接収

## Foreign Divestment に関する一考察

または国有化、あるいは、両方に基因する。」<sup>(5)</sup> 竹田志郎氏は Foreign Divestment を企業の撤収戦略とみてその動機から次の三つに分類している。「第Ⅰ型はナショナリズムを背景とした国有化という現地側の政治経済的諸条件の変化によって生ずる企業にとっては受身な性格のものである。これも即時の収用といわゆるフェイド・アウト方式によるものとではその強制の度合は異なる。第Ⅱ型は業績不振、事業失敗による撤収であって企業主体にとっては消極的なものとはいえる、事業予測、撤退時期・方法などの面でその戦略的対応の可能性を残したものといえる。多国籍企業でなくとも企業一般の対処せざるをえない経営上の問題である。第Ⅲ型はロジスティックス、労組対策に基づく撤収であり、企業主体にとってはきわめて積極的なものである。この撤収こそ多国籍企業なるがゆえにこそ行ないうる戦略的な対策ということになる。」<sup>(6)</sup>

竹田志郎氏の分類ではⅡ型、Ⅲ型の違いは多国籍企業と一般の企業との違いを強調して分類したと考えられるが、基本的にはトースデンの内部要因に含まれる。そこで、現在のところ(a)内部要因によるもの、(b)外部要因によるもの、(c)双方の要因による、というトースデンの分類が妥当であろう。以下では主として(b)、(c)の要因による Foreign Divestment に注目したい。

### [3] Foreign Divestment の現状

直接投資残高に関する統計資料が比較的整備されているのに比べると Foreign Divestment に関する公的なそれは現在のところない。しかし、最近米国を中心として Foreign Divestment の研究が本格的にされるようになってきた。そこで、何人かの米国の研究結果をサーベイすることにより Foreign Divestment の現状を明らかにしたい。

表1～表4は R. バーノンの指導の下で W. ヴァウペルと J.P. カルハンがハーバード・ビジネス・スクールのスタッフとともに米国の 187 多国籍企業のあらゆる側面のデータを1900年～1967年にかけて収集したもののうち、Foreign Divestment に関するデータである。

Foreign Divestment に関する一考察

表1 187米国多国籍企業の海外子会社で廃止又は接収された件数

カッコ内は比率 (1900年～1967年)

| 地 域             | 1945年以前    | 1964年～1957年 | 1958年～1967年  | 1967年以前の合計   |
|-----------------|------------|-------------|--------------|--------------|
| カ ナ ダ           | 119 (31.2) | 102 (22.5)  | 250 (18.1)   | 471 (21.3)   |
| 中 央 ア メ リ カ     | 28 ( 7.3)  | 51 (11.3)   | 204 (14.8)   | 283 (12.8)   |
| 南 ア メ リ カ       | 22 ( 5.8)  | 59 (13.0)   | 163 (11.8)   | 244 (11.0)   |
| ヨ ー ロ ッ パ       | 179 (47.0) | 181 (40.0)  | 581 (42.1)   | 941 (42.5)   |
| ア ジ ア ・ ア フ リ カ | 22 ( 5.8)  | 25 ( 5.5)   | 64 ( 4.6)    | 111 ( 5.0)   |
| そ の 他           | 11 ( 2.9)  | 35 ( 7.7)   | 116 ( 8.4)   | 162 ( 7.3)   |
| 合 計             | 381 ( 100) | 453 ( 100)  | 1,378 ( 100) | 2,212 ( 100) |

出所 J.W. Vaupel and J.P. Curhan, *The Making of Multinational Enterprise*, Cambridge, Mass., 1969, p. 504 より、なお、件数は所有比率が50%以上のもの。中央アメリカにはキューバ、メキシコ、カリブ海諸国が含まれ、南アメリカにはアルゼンチン、ブラジル、ペルー、コロンビア、ペネズエラ等が含まれる。

表2 米国187多国籍企業の海外子会社で売却された件数、カッコ内は比率

(1900年～1967年)

| 地 域             | 1945年以前   | 1946年～1957年 | 1958年～1967年 | 1967年以前の合計 |
|-----------------|-----------|-------------|-------------|------------|
| カ ナ ダ           | 4 (14.3)  | 11 (23.4)   | 22 (14.7)   | 37 (16.4)  |
| 中 央 ア メ リ カ     | 3 (10.7)  | 3 ( 6.4)    | 14 ( 9.3)   | 20 ( 8.9)  |
| 南 ア メ リ カ       | 4 (14.3)  | 8 (17.0)    | 16 (10.7)   | 28 (12.4)  |
| ヨ ー ロ ッ パ       | 14 (50 )  | 21 (44.7)   | 71 (47.3)   | 106 (47.1) |
| ア ジ ア ・ ア フ リ カ | 1 ( 3.4)  | 1 ( 2.1)    | 10 ( 6.7)   | 12 ( 5.3)  |
| そ の 他           | 2 ( 7.1)  | 3 ( 6.4)    | 17 (11.3)   | 22 ( 9.8)  |
| 合 計             | 28 ( 100) | 47 ( 100)   | 150 ( 100)  | 225 ( 100) |

出所 J.W. Vaupel and J.P. Curhan, op. cit., p. 505 より

なお、件数は所有比率が50%以上のもの

Foreign Divestment に関する一考察

表3 米国187多国籍企業のうち製造業の海外子会社で廃止又は接収された件数  
カッコ内は比率 (1900年~1967年)

| 地 域             | 1945年以前   | 1946年~1957年 | 1958年~1967年 | 1967年以前の合計 |
|-----------------|-----------|-------------|-------------|------------|
| カ ナ ダ           | 62 (43.7) | 59 (30.7)   | 135 (20.5)  | 256 (25.8) |
| 中 央 ア メ リ カ     | 8 ( 5.6)  | 21 (10.9)   | 92 (14.0)   | 121 (12.2) |
| 南 ア メ リ カ       | 7 ( 4.9)  | 26 (13.5)   | 91 (13.8)   | 124 (12.5) |
| ヨ ー ロ ッ パ       | 53 (37.3) | 58 (30.2)   | 261 (39.7)  | 372 (37.5) |
| ア ジ ア ・ ア フ リ カ | 8 ( 5.6)  | 7 ( 3.6)    | 22 ( 3.3)   | 37 ( 3.7)  |
| そ の 他           | 4 ( 2.8)  | 21 (10.9)   | 57 ( 8.7)   | 82 ( 8.3)  |
| 合 計             | 142 (100) | 192 (100)   | 658 (100)   | 992 (100)  |

出所 J.W. Vaupel and J.P. Curhan, op. cit., p. 506 より

なお、件数は所有比率が50%以上のもの

表4 米国187多国籍企業のうち製造業の海外子会社で買収された件数

カッコ内は比率 (1900年~1967年)

| 地 域             | 1945年以前  | 1946年~1957年 | 1958年~1967年 | 1967年以前の合計 |
|-----------------|----------|-------------|-------------|------------|
| カ ナ ダ           | 3 (18.8) | 10 (38.5)   | 17 (19.8)   | 30 (23.4)  |
| 中 央 ア メ リ カ     | 1 ( 6.3) | 3 (11.5)    | 8 ( 9.3)    | 12 ( 9.4)  |
| 南 ア メ リ カ       | 3 (18.8) | 1 ( 3.8)    | 9 (10.5)    | 13 (10.2)  |
| ヨ ー ロ ッ パ       | 8 (50 )  | 10 (38.5)   | 43 ( 50)    | 61 (44.7)  |
| ア ジ ア ・ ア フ リ カ | 0 (0 )   | 1 ( 3.8)    | 4 ( 4.7)    | 5 ( 3.9)   |
| そ の 他           | 1 ( 6.3) | 1 ( 3.8)    | 5 ( 5.8)    | 7 ( 5.5)   |
| 合 計             | 16 (100) | 26 (100)    | 86 (100)    | 128 (100)  |

出所 J.W. Vaupel and J.P. Curhan, op. cit., d. 507 より

なお、件数は所有比率が50%以上のもの

### Foreign Divestment に関する一考察

このデータの基礎となった 187 米国多国籍企業の選出基準<sup>(7)</sup>は次のとおりである。

①1963年又は1964年の『フォーチュン』誌掲載の米国 500 大製造会社に含まれていること。

②1963年末において、米国の親会社 (U.S. parent system) が 6ヶ国以上にわたって設置された製造業の会社のそれぞれ25%以上の持株を持っていること。

表 1～2 より第二次世界大戦以降の米国多国籍企業の急激な海外進出に伴い Foreign Divestment も急カーブで増大してきたことがうかがえる。地域別にみると廃止又は接収ではヨーロッパ地域が戦後およそ40%を占めており、カナダが約20%，中央アメリカと南アメリカ地域の合計は約25%あまり大きな変化はない。ただ、1945年以前に比べると中央アメリカ及び南アメリカ地域はほぼ倍増している。表 2 の売却の地域別分布では、件数が少ないので勢を判断するのは難しいのであるが、ヨーロッパ地域が約半分を占めているといってよいであろう。また、ラテン・アメリカ地域は表 1 とは逆に戦前の比率の方が戦後の比率よりも高い。

表 3～4 は 187 米国多国籍企業のうち製造業に従事している会社のデータである。表 1～2 とほぼ同様な地域別分布を示している。

J.N. ヴァウペルと J.P. カルハンの調査では1967年までしかわからないが、それ以降の調査としては R.N. トースデンの研究がある。ただ、彼の米国多国籍企業の選出基準はハーバード・ビジネス・スクールチームよりも緩やかでラフである。彼の選出基準<sup>(8)</sup>は『フォーチュン』誌の 500 大企業者番付に15大小売企業を加えた計 515 企業である。これらの企業に対し郵送及び個別インタビューのアンケート調査を実施し、89.3% (460 企業) の高い回答率を得た。さらに、無回答の企業に対しては会社報や証券取引委員会の資料、及び雑誌などから資料収集を行ない40企業が判明し、回答率は97.1%(500企業) の高率になったという。

図 1 によれば、1967年には50件であった投資撤退数が年毎に着実に増加し、1971年には 185 件と 4 倍弱ほどに増加した。これに反し新規設立数は1969年をピー

### Foreign Divestment に関する一考察

クにその後下降を示したので、新規設立数に占める投資撤退の比率は1967年の9.2%から1971年には36.7%にまで上昇した。

図2は地域別分布を示している。1967年を除くとヨーロッパ地域がおよそ40%を占めヴァウペルらの調査結果と近似している。注目すべきことは1971年になってラテン・アメリカ地域の比率が40%を越えるにまで増大したことであろう。

表5は投資残高と投資撤退を比較したデータである。カナダを除いては、どの地域でも投資残高比率よりも投資撤退比率の方が高い。とくに、メキシコや中央アメリカではその傾向が強い。また、「投資受け入れ国の圧力が大であるという回答数がカナダとメキシコ、とくにメキシコで多かった。」<sup>(9)</sup> という。

表6は撤退した親会社の業種を示したものである。この表では、廃止、売却、接収のすべてを合計したものであるが、「廃止及び売却では化学及び関連製品が最も回答数が多く、続いてその他の各種製造業である。接収では、第一次金属産業が最も多く、続いて石油精製及び関連産業である。」<sup>(10)</sup> また、表6には表われていないが、「鉱物資源及び農業製品の分野では接収が一番多い。」<sup>(11)</sup> という。

表7より投資撤退回数3回以下の会社が約8割を占めていることがわかる。

表8によれば、企業規模と投資撤退の関係では、『フォーチュン』誌のランクが上位の企業ほど投資撤退回数が多いようだ。たとえば、投資撤退回数が1回の会社の平均ランクが237位なのに対し7回の会社は平均ランクが84位である。

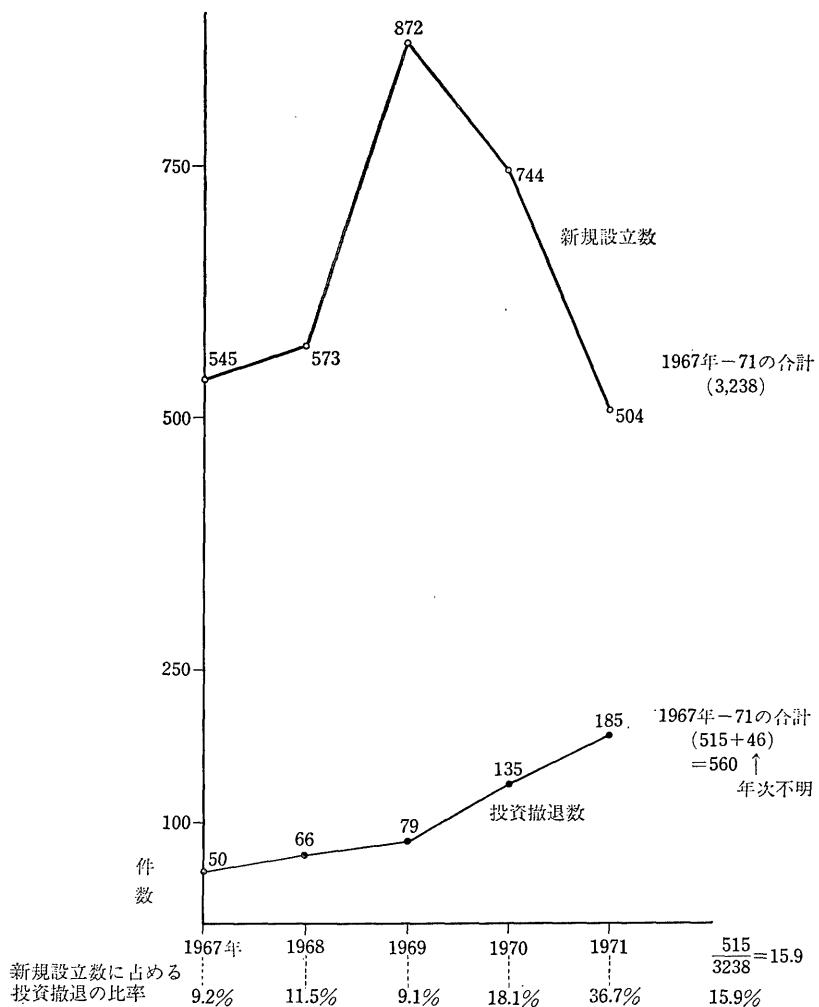
表5 投資撤退と投資残高（比率）

| 地 域      | 投資撤退<br>(1967年~71年) | 投資残高<br>(1971年) |
|----------|---------------------|-----------------|
| カ ナ ダ    | 13.4                | 27.8            |
| メ キ シ コ  | 7.3                 | 2.1             |
| 西 欧      | 40.8                | 32.0            |
| 南 アメリカ   | 16.2                | 14.1            |
| 中 央 アメリカ | 6.8                 | 2.4             |
| そ の 他    | 15.5                | 21.6            |
| 合 計      | 100.0               | 100.0           |

出所 R.L. Torneden, op. cit., p. 29.

Foreign Divestment に関する一考察

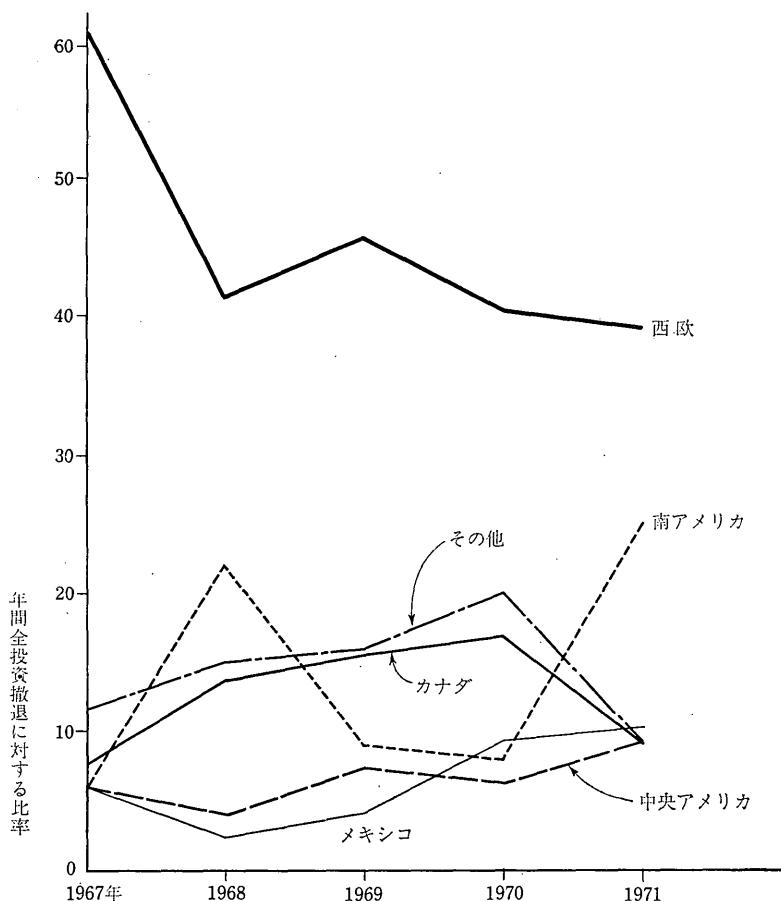
図1. 海外子会社の新規設立数と撤退数



出所 R. L. Torneden, Foreign Disinvestment by U. S. Multinational Corporations with Eight Case Studies, Praeger, 1975, p. 22 より作製。

Foreign Divestment に関する一考察

図2 投資撤退比率の地域別分布



出所 R. L. Torneden, op. cit., p. 28.

Foreign Divestment に関する一考察

表 6 親会社の SIC 分類

| 順位 | 分類番号 | 産業                  | Divestment<br>の件数 | 比率    |
|----|------|---------------------|-------------------|-------|
| 1  | 39   | その他の各種製造業           | 68                | 12.1  |
| 2  | 28   | 化学及び関連製品            | 66                | 11.8  |
| 3  | 37   | 輸送器機                | 52                | 9.3   |
| 4  | 33   | 第一次金属産業             | 52                | 9.3   |
| 5  | 20   | 食料及び関連製品            | 51                | 9.1   |
| 6  | 29   | 石油精製及び関連産業          | 35                | 6.2   |
| 7  | 35   | 機械（電気を除く）           | 30                | 5.3   |
| 8  | 36   | 電気、電子器機及び補助製品       | 26                | 4.6   |
| 9  | 40   | 鉄道輸送                | 17                | 3.0   |
| 10 | 24   | 木材製品                | 16                | 2.9   |
| 11 | 26   | 製紙及び関連製品            | 15                | 2.7   |
| 12 | 32   | 石材、粘土、ガラス及びコンクリート製品 | 13                | 2.3   |
| 13 | 23   | 衣服及び他の完成品           | 7                 | 1.2   |
| 14 | 38   | 測定、分析器具             | 6                 | 1.1   |
|    |      | その他                 | 107               | 19.1  |
|    |      | 合計                  | 561               | 100.0 |

出所 R. L. Torneden, op. cit., p. 30.

Foreign Divestment に関する一考察

**表 7 親会社の投資撤退の件数**

| 投資撤退<br>の回数 | 親会社 |       | 投資撤退 |       |
|-------------|-----|-------|------|-------|
|             | 数   | 比率    | 数    | 比率    |
| 1           | 90  | 44.1  | 90   | 16.0  |
| 2           | 45  | 22.1  | 90   | 16.0  |
| 3           | 25  | 12.3  | 75   | 13.4  |
| 4           | 10  | 4.9   | 40   | 7.2   |
| 5           | 10  | 4.9   | 50   | 8.9   |
| 6           | 11  | 5.4   | 66   | 11.8  |
| 7           | 3   | 1.4   | 21   | 3.7   |
| 8           | 1   | 0.5   | 8    | 1.4   |
| 9           | 1   | 0.5   | 9    | 1.6   |
| 10          | 8   | 3.9   | 112  | 20.0  |
| 合 計         | 204 | 100.0 | 561  | 100.0 |

出所 R.L. Torneden, op. cit.,  
p. 31.

**表 8 投資撤退会社の『フォーチュン』誌の平均順位**

| 投資撤退<br>回数   | 平均順位 | 会社数 |
|--------------|------|-----|
| 0            | 288  | 242 |
| 1            | 237  | 90  |
| 2            | 195  | 44  |
| 3            | 166  | 25  |
| 4            | 179  | 10  |
| 5            | 177  | 10  |
| 6            | 173  | 11  |
| 7            | 84   | 3   |
| 8            | 71   | 1   |
| 9            | 8    | 1   |
| 10, 又は<br>以上 | 76   | 8   |
| 合 計          | 246  | 445 |

出所 R.L. Torneden, op. cit.,  
p. 32.

#### [4] An Inter-American Divesting Corporation 構想

Foreign Divestment をスムーズに達成するためのひとつの試案として An Inter-American Divesting Corporation 構想がある。これと似た構想としては R. プレビッシュの Inter-American Development Bank 内に同様の機関の設置をという提案<sup>(12)</sup>もあるが、ここでは A. O. ハーシュマンの構想<sup>(13)</sup>についてサーベイしてみよう。

An Inter-American Divesting Corporation の基本的な目的は外国所有の資産を国内の投資家へスムーズに移転させるための金融的な仲介及び援助であり、同時に国内産業の基盤を広げるべく外国会社から買収した証券類を国内企業へ売

## Foreign Divestment に関する一考察

却することにある。いくつかの明確な活動 (operation) は仲裁人 (arbitrator) 又は保証人 (guarantor) の役目を果すことになる。具体的には移管資産に適切な価格をつけ加えること、買主の支払期間中の保証、売主の貨幣の交換性の保証であり、保証期間については土地改革と同じように売主よりも買主の方に有利にとり計られる可能性がある。最もひんぱんに行なわれる活動は外国企業に撤退する動きがあれば明確な買取り計画をもった現地投資家がいなくても即座に撤退企業を買い取ることにある。この会社によって買われた権利を分配するには、かっての土地改革を教訓として小数の国内大投資家に集中させないようにすると同時にナショナリゼーションの進度は国別、産業別によって異なってかまわない。ちなみに、ひとつの可能性のある魅力的なプランとして元の従業員に分割払いで権利を渡す方法がある。これにより現地資本形成に加え公正な所得分配を達成することができ、かつ元の外人投資家の方も現地の競争者や機関に移譲するよりもよいとして投資撤退に好意的となる。また、この会社の基金としては外国援助金のプールを使うことなどが考えられる。この会社がラテン・アメリカを母体とする企業間の金融的、経営的な結びつきを強めることにより将来真のラテン・アメリカを母体とする多国籍企業の出現の土台となるであろうし、そのような会社がなければ共同市場への道のりは遠い。結局、An Inter-American Divestment Corporation の構想は単なるナショナリゼーションよりもラテン・アメリカゼーションを加速化する。

以上がハーシュマンの構想の骨子であるが、バーマンらはその構想については非常に懐疑的である。

バーマンによれば、<sup>(14)</sup> Divestment は深刻な問題を抱え、高価はトレード・オフを伴うという。だから、投資受け入れ国政府は Divestment の提案を本当に選択しようというのではなく、単に開発期間のコストは非常にかかることに注意を向けさせるだけのことではないかと彼は考えている。支持者の経済的目的として配当等の資本流出の停止等が指摘されているが、眞の目的は政治的、心理的に政府による支配、統制の実現ということであり、提案に内在する目的は世界経済か

## Foreign Divestment に関する一考察

らの独立であり、ラテン・アメリカゼーション及びナショナリゼーションであるという。ラテシ・アメリカ政府が地域内で買収会社を統合するには Divestment に関する調整的な政策が必要であるといい、具体的には、①Divestment に関する同一の政策が必要。②買収条件が同一のこと。③同盟の約束は統合を促進するが、アンデス・コードでは外国会社は現地国の投資家と合併するのであって、他のアンデス・グループ諸国の投資家とするのではない。ということは、結局経済成長の目標は不鮮明であり、地域統合を促進するとは決していえないと Divestment Corporation 構想に批判的である。

### [5] アンデス・コードにみる段階的な Foreign Divestment

An Inter-American Divesting Corporation が構想の域にとどまっているのに對し、Foreign Divestment を段階的に行なおうとする、いわゆるフェイド・アウト方式はアンデス共同市場の共通外資政策を規定するアンデス・コードにみられ、1971年より実施に移されている。

アンデス共同市場は LAFTA（中南米自由貿易連合、1960年設立、加盟9ヶ国）がアルゼンチン、ブラジル、メキシコなどの大国ベースで動き、経済統合への歩みが遅いとする不満グループが、1964年に共通外資政策の設定と関税同盟への結成を二本の柱として設立したもので、その背景には経済自立化の考えが強く流れている。

アンデス諸国が外国資本に対して共通政策を採用することは、1966年にコロンビア、チリ、ベネズエラの大統領とエクアドル、ペルーの代表が署名したボゴタ宣言に端を発する。ボゴタ宣言は「外国資本を導入した国々の資本形成に刺激を与える力となり、その過程で土着資本が重要な役割を果たしてゆくことを可能にし、かつ地域統合に何らの障害とならないならば」<sup>(15)</sup> 外国資本は重要なものであると強調している。また、この宣言は「統合発展計画に適合するような周辺投資が行なわれる必要」<sup>(16)</sup> もあることを示唆しており、いちがいに外国資本を排斥したものではなく、フェイド・アウト方式についても触れられていない。

## Foreign Divestment に関する一考察

その後、1969年、カルタヘナ協定の執行理事会の下部調査機関でフェイド・アウト理論の提唱者である P.N. ローゼンシュタインロダンやスティーブン・ハイマーや大来佐武郎らの手によりアンデス・コードの原案が検討された。ここでは、外国資本は「それが参加国の財源、外貨、工業技術、経営技術、マーケティング若しくは企業受容力の改善に貢献する限りにおいて」<sup>(17)</sup> 地域の発展にとってプラスであり効果的であることを明らかにした上でこの分析は、調査の結果発見された外国資本のマイナス面を指摘し「他の財源と比較してこれらのコストが非常に高いこと、地域の企業能力の強化形成に与えるこれらの壊滅的打撃、そして指令本部が国外にある多国籍企業と国家利益との間に葛藤が生じた場合、政府が独自の経済政策を決定する実質的な余地が相対的に低下すること」<sup>(18)</sup>などが挙げられ、外国資本に対する規制の側面が強く打ち出されることになった。これにはもちろん、この年の前年（1968年）に P.N. ローゼンシュタイン・ロダンがボゴタの円卓会議で初めて公にしたフェイド・アウト理論<sup>(19)</sup> やレイモンド・バーノンが1969年に提唱した同様の理論<sup>(20)</sup> が大きく影響したと考えられ、アンデス・コードの中にフェイド・アウト方式が盛りこまれることになった。

アンデス・コードの骨子は次の通りである。<sup>(21)</sup>

- (a)すべての外国資本は各国の所管機関に登録され、投資に当ってはその承認を受けなければならない。
- (b)企業は資本構成によって国内企業（現地資本80%以上）、合弁企業（同51%～80%）、外国企業（同50%以下）の三つに分類される。
- (c)既存の企業によって適切に運営されている産業には新規の外国投資は認められず、また既存の国内企業の株式の買収を目的とした外国投資も認められない。
- (d)本国への利潤送金は投下資本の14%以内とする。
- (e) ANCOM の関税引下げの恩恵に浴する產品は国内企業及び合弁企業それに上記再企業への転換過程にある外国企業の製品に限られる。既存の外国企業はその株式の51%を現地投資家に移動するか否かの決定を3年内に下し、15～20年の期間内にこの転換を行なわなければならない。

## Foreign Divestment に関する一考察

(f) その生産の80%以上を第三国市場に輸出している企業、また、鉱業、石油業、ガス産業に従事する外国企業は合弁企業に転換する必要がない。

(g) 公共サービス部門、陸運、広告及び放送、テレビ、新聞、雑誌などのマス・メディアに対する新規の外国投資は認められず、既存の外国銀行は3年以内にその資本の80%を現地資本に移譲しなければならない。

この中で画期的内容は(d)の利潤送金の限度比率を規定したことと、(e)のフェイド・アウト方式の採用であろう。(g)については、公共部門の出来るだけ国有化していくこうという主旨で多くの発展途上国で同様の規制を行なっている。(f)についても、外国資本であっても輸出比率の高い企業には特例を設定している例は他の発展途上国によくみられる。(c)については、従来、外国資本がしばしば現地会社を買収して進出してきたことに対応するものであろう。面白いのは(b)の企業分類である。合弁企業は現地資本比率が51%～80%であって、現地資本が50%以下の企業は外国企業とされていることである。だから、50対50の対等出資率の企業は合弁企業ではなく外国企業とみなされるのである。これらの外国企業を出来るだけ国内企業とまでいかなくとも合弁企業にしていくこうというアンデス諸国の意図を象徴しているようである。

以上のようにアンデス・コードには従来みられなかったユニークさがあり、かつ、地域協力機構としては世界で初めての共通外資政策として採用され実施に移されている。しかし、アンデス諸国間の意見調整が当初から問題であった。

たとえば、アンデス・コードの現地資本の比率を高める期間は当初原案では、3～5年となっていたが、最終案では、チリ、コロンビア、ペルーでは15年、ボリビア、エクアドルでは20年以内にへと大幅に伸ばされたし、対象業種も協議の過程で次々と落されてしまった。これらの理由としては経済ナショナリズム路線を歩むチリ、ペルーボリビア三国と右派軍部の指揮下にあって米系石油資本が国の運命を握っているコロンビア、エクアドル両国の外資政策が微妙に食い違っていたことにある。しかし、急進派三国が結果として穏健派二国に譲歩したのはこれら三国が共同市場の発足を何よりも優先させたことによる。

## Foreign Divestment に関する一考察

また、1973年チリのアジェンデ政権が崩壊した後には、チリがアンデス・コード改正の急先鋒となった。1974年には、ボリビア、コロンビア、エクアドル及びベネズエラ<sup>(22)</sup> がチリの外国投資法はアンデス・コードに抵触していると非難するに至ったし、最近ではチリの執拗なコード改正要求<sup>(23)</sup> がアンデス共同市場の分裂の危機さえ招いている。

### [6] 米国企業からみたフェイド・アウト方式

アンデス・コードによる外国資本の規制は当然のことながら米国企業から強い反発を招いた。1971年1月には早くも全米会議<sup>(24)</sup> 議長であるJ.キュバスを団長とする全米会議派遣団がペルーを訪れ、規制方針に対し強い反対を示し、アンデス・コードの何らかの再考を求めている。

彼らの主張によれば、<sup>(25)</sup> 提起された政策はアンデス地域への新規の外資の直接投資をひどく阻害し、時によっては排除さえするという結論がでる。また、規制政策が外資のアンデス諸国で果している役割を制限する可能性もあり、当該地方における外資を縮少させれば、資本や生産技術の寄与に低下をきたし、その結果、開発全体のテンポもにぶるというものである。

また、同会議は欧州及び日本の投資家を含めて圧力団体を作ろうと試みたが、欧州及び日本の投資家がそれを拒否したので、この試みは失敗に終った。

1971年2月になると同会議は単独で共通規則について極めて批判的な文書を起草し、アンデス諸国の大統領及び閣僚並びに米国議会の有力議員及び国際機関の長に送った。この文書で同会議は共通規則は外資に不利な、明白な敵視行為であると主張し、次のように述べている。「(a)新規外資に安定の保証を与えるどころか、新しい、そしてより大きな不安定要素を作るだろう。(b)ある規定は外資企業がその子会社及びアンデス・グループ諸国の国内企業に対して技術移譲を行う際に不利な差別をするだろう。(c)その期間の主要部分中に極めて高い利益を挙げ得る事が確かでなければ、15年～20年といった短期間の一定期間投資を本気で考える外国会社は少ないだろう」<sup>(26)</sup>

## Foreign Divestment に関する一考察

要するに全米会議からみるとアンデス・コードの規定する外国企業の支配権を漸次国内投資家や実業家に移譲していくフェイド・アウト方式が一番不満なのである。その後、同じような圧力は、とくに、アンデス諸国の中では弱いリンクと目されるコロンビアに集中的に向けられた。そして、現在では、チリの主張が全米会議の主張に最も近いようである。

以上のようなアンデス・コードに強く反対する全米会議の動きがある一方、1970年にジョージ・ワシントン大学の G. B. ミーカーが米国企業に対して行なった「Fade-out Joint Venture のラテン・アメリカ諸国における実施可能性について」<sup>(27)</sup> というアンケート調査によれば、意外に米国企業はフェイド・アウト方式に対して柔軟であることが示されている。そこで、以下ではミーカーの調査をサーベイしてみよう。

ミーカーのアンケート調査は『フォーチュン』誌の米国大企業 500 位の中からラテン・アメリカでビジネスを行なっている 340 社に調査票を送り回答があったのは 90 社、26% であったという。また、当時実際に Fade-out Joint Venture (以下 FOJV と略す) に直面している企業はなかったので、回答は仮定の状況で求められた。なお、回答会社全体に占めるラテン・アメリカ諸国における事業の比重、業種といった面で種々様々なものがそろっておりかたよりは少ないという。

表 9 は合弁事業においてマイノリティを受け入れる会社と受け入れない会社別に FOJV を受け入れるかどうかを組み合わせた表である。ミーカーのコメントによれば「FOJV を拒否する会社のうち 53.5% がマイノリティの立場を容認している、マイノリティを拒否する会社であっても 6 社(18.8%)は条件如何によっては FOJV を受け入れるとしている。したがって、次の二点が考えられる。(a)かかる数字が出たのは FOJV の完全移譲のケースのみに回答を寄せたためではないか。(FOJV 原理は外国企業が 49% を上限とするマイノリティの立場を保持することを認めている。)(b)マイノリティを受け入れる会社 57 社及びマイノリティを拒否しながらも FOJV を受け入れる可能性のある会社 6 社を合計した 63 社 (70%)

Foreign Divestment に関する一考察

表9 合弁事業におけるマイノリティの諸否とFOJVに対する諸否の組合せ  
(分布状況は各カテゴリー別)

|                | マイノリティを受け入れる会社 |     | マイノリティを拒否する会社 |     |
|----------------|----------------|-----|---------------|-----|
|                | %              | 会社数 | %             | 会社数 |
| FOJV を受け入れる会社  | 81.2           | 26  | 18.8          | 6   |
| FOJV を拒否する会社 * | 53.5           | 31  | 44.8          | 26  |

$$\frac{(26+6+31)}{90} = \frac{63}{90} = 70\%$$

\*マイノリティの立場に立つかどうかについては「回答なし」が一社あった(1.7%)  
(出所) Guy B. Meeker, "Fade-out Joint Venture: Can it work for Latin America?", Inter-American Economic Affairs, Spring 1971, p. 30.

表10 FOJV を受け入れるための条件として会社が選んだ項目

| 条 件                                 | これを第一条件とした会社(%) | これを条件のひとつとしてあげた会社 (%) |
|-------------------------------------|-----------------|-----------------------|
| 1. 相手パートナーを選ぶことができる                 | 31.2            | 81.2                  |
| 2. 経営契約を保持できる                       | 15.6            | 81.2                  |
| 3. マイノリティ・インタレストを保持できる              | 6.2             | 71.9                  |
| 4. 政府(政策)が不利な方向に転換した際には多角的な保証がえられる。 | 6.2             | 71.9                  |
| 5. パラント及び商標権を保持できる                  | 12.5            | 62.5                  |
| 6. 現地市場において株式を売却することが可能である。         | 13.             | 62.5                  |

出所 G.B. Meeker, op. cit., p. 30.

表11 当該契約が完全移譲を明示した場合の予想される経営方針

- a. 技術移転が進まなくなる。
- b. 事業が縮少される。
- c. 再投資を最小限に押える政策を探る。

| 組み合せ  | a   | b | c    | a + b | a + c | b + c | a + b + c | いずれも該当せず |
|-------|-----|---|------|-------|-------|-------|-----------|----------|
| 会社(%) | 3.1 | 0 | 34.4 | 0     | 15.6  | 0     | 9.4       | 37.5     |

出所 G. B. Meeker, op. cit., p. 31.

Foreign Divestment に関する一考察

表12 株式移譲取り決めに基づきマイノリティ・インターレストを保持する  
ことになった場合の予想される経営方針

- a. 技術移転が進まなくなる。
- b. 事業が縮少される。
- c. 再投資を最小限に抑える政策を採る。

| 組み合せ  | a   | b | c    | a + b | a + c | b + c | a + b + c | いづれも該当せず |
|-------|-----|---|------|-------|-------|-------|-----------|----------|
| 会社(%) | 3.1 | 0 | 21.9 | 0     | 3.1   | 0     | 3.1       | 68.8     |

出所 G. B. Meeker, op. cit., p. 32.

表13 回答会社が希望するマイノリティ・インターレストの保有率  
(株式移譲を認容する会社に限る)

| 保有率分布 | 会社 I (%) |
|-------|----------|
| 0~9   | 9.4      |
| 10~19 | 12.5     |
| 20~29 | 25.0     |
| 30~39 | 15.6     |
| 40~49 | 21.9     |
| 回答なし  | 15.6     |

出所 G.B. Meeker, op. cit., p. 32.

表14 株式移譲に対する会社の方針の業種別相違

| 業種    | 各政策方針の分布      |               |
|-------|---------------|---------------|
|       | 認容するもの<br>(%) | 拒否するもの<br>(%) |
| 採取業   | 15.6          | 8.6           |
| 農業    | 3.1           | 1.7           |
| 設備製造業 | 31.3          | 36.2          |
| 消費財産業 | 15.6          | 20.7          |
| サービス業 | 9.4           | 12.1          |
| その他の* | 25.0          | 20.7          |

\* 工業消費財、化学、パルプ及び紙製品、金属製造、投資銀行、建設及び出版

出所 G. B. Meeker, op. cit., p. 34.

Foreign Divestment に関する一考察

表15 FOJV を拒否した会社の拒否理由

| 理 由  | 第一順位にあげた<br>会社数 | 理由の一つとして<br>あげた会社数(%) |
|--|-----------------|-----------------------|
| 1. 事業から手を引くために事業を始める事はない                   | 53.4            | 88.6                  |
| 2. 株式移譲が不可欠でないほかのところへ投資する                  | 12.1            | 75.9                  |
| 3. 技術の重要性が非常に高いため                          | 12.1            | 63.8                  |
| 4. 潜在的な競争相手を作ってしまうから                       | 6.9             | 63.8                  |
| 5. 会社存続期間が限られており、彈力性と支配度に乏しい               | 8.6             | 58.6                  |
| 6. その企業に対するこちら側の貢献に比べて、受入国の国民の得る利得が不均衡に大きい | 0               | 50.0                  |
| 7. 政治的、経済的に不安定である                          | 3.4             | 48.3                  |
| 8. 多くのラテン・アメリカ諸国は資本が不足している。                | 0               | 34.5                  |
| 9. キャッシュ・フロー計画が予測困難なため                     | 0               | 32.8                  |

出所 G. B. Meeker, op. cit., p. 34.

表16 回答会社(90社)の6.7%(16社)が過去にFOJVと類似の取り決めを結んだが、それらの会社の業種別分布

| 業 種       | %    |
|-----------|------|
| 採 取 産 業   | 16.7 |
| 農 業       | 0    |
| 設 備 製 造 業 | 16.7 |
| 消 費 財 産 業 | 0    |
| サ ー ビ ス 業 | 16.7 |
| そ の 他*    | 49.9 |

\* 工業消費財、化学、パルプ及び紙製品、金属製造、

投資銀行、建設及び出版

出所 G.B.Meeker, op. cit., p. 36.

は条件しだいで FOJV の相手方となり得るものである。」<sup>(28)</sup>とありかなりの会社が FOJV を受容することを示唆している。

表10はほぼ常識的な回答分布と思われる。表11、表12で企業の対応策として再投資を抑えるが最も多く、事業が縮少されるという項目が0なのは興味深い。表

### Foreign Divestment に関する一考察

13からマイノリティ・インターレスト20%～29%が最も多く、少なくとも20%のインターレストを持ちたいと考える会社は60%を越えている。表14によれば、採取業、農業では、株式移譲を認容するものが、拒否する比率の約倍を占めており、設備、製造業や消費財産業などとは対照的である。しかし、ミーカーのコメントのように「本表（表14）より FOJV のプロセスが特に受け入れ困難な業種は存在しないことを示す。これから FOJV の受け入れ可能性は業種の違いよりも個々の会社の政策方針に依存することが想起される。」<sup>(29)</sup> と考えるのが適切であろう。表15で一番多い回答は正に FOJV 拒否の最も大きい理由であるが、表 16によれば、FOJV と類似の決めを行なった会社が16社もあり注目に値する。

ミーカーの調査は調査時点が1970年であり、FOJVがアンデス・コードに正式に盛り込まれる以前であることから企業側がFOJVの問題を現実のものとして深刻に受けとめていなかったと考えられるし、回答数も26%とあまり高くなく、しかも、回答会社の中にはFOJVは完全株式移譲のみと誤解している面も多く、この調査だけで米国企業がフェイド・アウト方式にかなり柔軟な姿勢をとっていると結論づけるのは早計である。しかし、進出国の国有化や接収という手段を恐れる米国企業の次善の対応策として全米会議の派手な動きとは別に個々の企業をとればフェイド・アウト方式に理解を示す企業は少なくないということかもしれない。

## [7] む す び

第二次世界大戦後の Foreign Divestment の特徴は石油などの鉱業を中心に主として発展途上国側の接収ないしは国有化という手段で達成されたことである。しかし、現地政府が進出企業の意向を無視して国有化を強硬した際には、紛争やトラブルが絶えず、政治問題、外交問題にしばしば発展した。発展途上国を中心とするナショナリズムの高まりは従来のような巨大企業の行動の自由を大きく制限しようとしている。このような世界経済の潮流を背景に進出企業と現地国間に大きなトラブルを起さずに Foreign Divestment をさせようというのがアンデ

## Foreign Divestment に関する一考察

・コードであり、An Inter-American Divesting Corporation 構想である。

An Inter-American Divesting Corporation が機能するためにはアンデス諸国内のアンデス・コードにみられるような Foreign Divestment に関する政策の一致が必要であるばかりでなく、外国投資の接收という重要な権限を各国の自由ではなく、ひとつの Divestment Corporation に移譲しなければならない。このことは現段階のアンデス共同体でも難しいかも知れない。ハーシュマンは Divestment Corporation が共同体の統合を促進すると主張しているが、この会社が十分機能するには共同体の統合がかなり進んで初めて活動の場が確保されるのではなかろうか。それならばむしろ各国がひとつづつ Divestment Corporation を創って共同体の統合がほとんど完成した時にそれらの会社を集中化させる方がうまく機能するのではなかろうか。

フェイド・アウト方式は1968年～69年にバーノンとローゼンシュタイン・ロダンが論文の中で提案したのが始まりだが、論文発表後ラテン・アメリカ諸国の熱烈な支持を受け、ペルーの新しい工業法へ採り入れられ、さらにアンデス・コードに具体化されるのにわずか2年しかかっていない。一般にアカデミック・サークルで提案された事項が具体化されるには時間がかかるものだが、フェイド・アウト方式が短期間のうちに実施されたことは注目に値する。さらに、この方式がラテン・アメリカだけでなく東南アジアや中近東、アメリカにまで急速に広がってきており、近い将来、発展途上国の外資政策の大きな柱となる可能性がある。

しかし、だからといって、外国資本は全部 Divestment すべしということになれば、バーマンの言うように「栄光ある孤立の方向への遠い道を歩かせるであろう」<sup>(30)</sup>ということになるが、アンデス諸国もそれを望んでいるとは思えない。公事業や特定国にとって死活的に重要な産業は国有化ないし現地化は積極的に推進されるとしても、他の比較的重要でない産業あるいはもっぱら輸出向け産業には外資導入政策が採られる可能性が強い。つまり、アンデス・コードがもう少し緩和された形で定着するのではなかろうか。

## Foreign Divestment に関する一考察

### 注

- (1) 石川博友『多国籍企業』中公新書, 1976年, 26, 27ページ
- (2) 中迫陽治「J. N. バーマン」入江猪太郎編『多国籍企業～12人の経済学者がえがく 未来像～』ダイヤモンド社, 1974年, 66ページ
- (3) 西川潤『多国籍企業と第三世界』毎日新聞社, 1976年, 53ページ
- (4) Roger L. Torneden, Foreign Disinvestment by U.S. Multinational Corporations With Eight Case Studies, Praeger, 1975, p. 4.
- (5) Ibid., p. 4.
- (6) 竹田志郎『多国籍企業の支配行動』中央経済社, 1976年, 85, 86ページ
- (7) James W. Vaupel and Joan P. Curhan, The Making of Maltinational Enterprise, Cambridge, Mass., 1969, p. 3.
- (8) R.L. Torneden, op. cit., p. 20.
- (9) Ibid., p. 27.
- (10) Ibid., p. 29.
- (11) Ibid., p. 31.
- (12) Raul Prebisch, "The Role of Foreign Private Investment in the Development of Latin America," Sixth Annual Meeting of the IA-ECOSOC (June 1969).
- (13) Albert O. Hirschman, "How to Divest in Latin America, and Why," A. Kapoor & Phillip D. Grub eds., The Multinational Enterprise in Transition, 1972, pp. 459～463.
- (14) Jack N. Behrman, "International Divestment: Panacea or Pitfall?" A. Kapoor & Phillip D. Grub eds., The Multinational Enterprise in Transition, 1972, pp. 468～470.
- (15) Javier Silva Ruete「発展のための共同戦略としてのアンデス・グループ」『ラテン・アメリカ時報』1971年10月11日号, 12ページ
- (16) J. S. Ruete「同上」12ページ
- (17) J. S. Ruete「同上」13ページ
- (18) J. S. Ruete「同上」13ページ
- (19) P. N. Rosenstein-Rodan, "Multinational Investment in the Framework of Latin American Integration," in Multinational Investment in the Economic Development and Integration of Latin America, Round Table, Inter-American Development Bank, Bogotá, Columbia, April, 1968.
- (20) Raymond Vernon, "Private Long-term Foreign Investment in Latin Amer-

## Foreign Divestment に関する一考察

ica," in CIES, The Role of Foreign Private Investment in the Development of Latin America. CIES/1371 Add. Washington, D.C.: Organization of American States, May 20, 1969..

- (21) 「アンデス共同市場外資共通規則」『ラテン・アメリカ時報』1971年2月2日号, 18~27ページ
- (22) ベネズエラは1973年2月にアンデス共同市場に加盟。
- (23) 「ANCOM 諸国では昨年から共通外資規制『決定第24号』をめぐる内部対立が続いており、今回の第20回理事会で共通外資規制の改正問題になんらかの妥協点を見い出して ANCOM 危機を乗り切る必要が叫ばれてきた。このためペルー、ベネズエラなど五ヶ国は今度の理事会で、対外共通関税政策及び自動車、石油化学工業計画の目標年度を2年間延長することを内容とした追加決定『第100号の調印をチリに要請する一方、チリの『決定第24号』に対する改正要求を考慮し①利益送金の最高限度を従来の14%から20%に引き上げる、②外資が国内企業あるいは合弁企業に転換する期限を従来の15年から17年に拡大するなどの修正案を提示してチリの同調をねばり強く働きかけてきた。しかし、『決定第24号』の大幅改正を願うチリはこれまでの方針を繰り返してその立場を変えず、追加決定『第100号』の調印も留保したままだったという。」日本経済新聞、1976年9月18日号
- (24) 全米会議 (The Council for the Americas) ニューヨークに本拠をおき 200以上の米国大企業から構成されており、これらの大半はラテン・アメリカで多角的に活躍している。たとえば、フォード、ダウケミカル、ITT、NCR、テキサコやゼロックスなどがある。全米会議の会長は当時、チェス・マンハッタン銀行などの長であるDavid Rockefeller であり、議長はウエスチングハウス・エレクトリック・インターナショナル社の社長の José de Cubas である。
- (25) Peruvian Times, 1971, 4/23 「アンデス共同市場の外資政策に反発する外国企業」『ラテン・アメリカ時報』1971年8月1日号, 15ページ
- (26) Miguel S. Wionczeck 「アンデス共同市場外資共通規則に対する米国企業の反応」『ラテン・アメリカ時報』1971年11月1日号, 16~17ページ
- (27) Guy B. Meeker, "Fade-out Joint Venture: Can it work for Latin America?", Inter-American Economic Affairs, Spring 1971, pp. 25~42.
- (28) Ibid., p. 29.
- (29) Ibid., p. 35.
- (30) J.N. Behrman, op. cit., p. 488.